

板橋区地域密着型サービス及び介護予防支援運営委員会設置運営要綱

平成18年1月18日 区長決定

平成30年3月14日 改正

令和6年3月15日 改正

(設置)

第1条 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、区内の介護保険法（平成9年法律第123号）に定める地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービス（以下「地域密着型サービス」という。）並びに介護予防支援の適正な整備及び運営を確保するため板橋区地域密着型サービス及び介護予防支援運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の事項について審議し、区長に対して意見を述べるとともに介護保険事業計画委員会に報告を行う。

- (1) 地域密着型サービス及び介護予防支援の指定に関する事。
- (2) 地域密着型サービス及び介護予防支援の指定基準及び介護報酬の設定に関する事。
- (3) 板橋区地域密着型サービス事業者公募要領（平成17年6月12日健康生きがい部長決定）に基づく事業者の選定に関する事。
- (4) 地域密着型サービス及び介護予防支援の質の確保及び運営評価に関する事。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 介護保険事業者
- (5) 被保険者
- (6) 区職員

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 第2条第3号に係る選定については、より公平性を保つため、運営委員会において協議のうえ、必要に応じて委員の構成を変更して会議を行うことができる。

(会議の公開)

第7条 付属機関等の会議の公開に関する基準(平成15年3月24日板企政第66号)第3の(1)により、会議は非公開とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務局は、健康生きがい部介護保険課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年1月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、委嘱又は任命された委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。
- 3 板橋区地域密着型サービス事業者指定に係る選定委員会設置運営要綱(平成17年8月10日区長決定)は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年3月26日から施行する。